

○中野市沿道景観維持に関する指導要綱

平成17年4月1日告示第107号

改正

平成17年9月30日告示第163号

平成23年3月31日告示第38号

平成26年3月31日告示第45号

中野市沿道景観維持に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良好な沿道景観を維持するため、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）及び長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告物等禁止区域)

第2条 別表第1及び別表第2に掲げる道路等又は道路建設予定地（以下「規制道路等」という。）において、これらの規制道路等を通過する者を対象にした屋外広告物又はこれを掲出する物件（以下「広告物」という。）を表示し、又は設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (2) 営利を目的としない交通安全、公衆衛生その他公益に関する宣伝告知のためにするもの及び報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件であるもの
- (3) 自己の氏名、名称、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所、店舗等（以下「事業所等」という。）又はこれらの敷地内に表示し、又は設置される広告物で、その表示面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (4) 一時的又は仮設的な広告物については、表示面積の合計が10平方メートル以下で表示期間並びに維持管理者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間が30日を超えないもの
- (5) 自己の土地又は建物を管理するために表示し、又は設置するもので、広告物の表示面積が2平方メートル以下のもの

2 前項に規定する規制道路等において規制道路等を通過する者を対象とした自動販売機は設置してはならない。ただし、事業所等の敷地内に設置するもので、その表示面積の合計が10平方メートル以下のものはこの限りでない。

(広告物等禁止区域の特例)

第3条 別表第2に掲げる規制道路等において、前条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告物又は自動販売機（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置することができる。

(1) 事業所等の敷地が規制道路等に接していないため、広告物が規制道路等から望見できない場合又は著しく効果がない場合は、1個に限り規制道路等の入口に表示し、又は設置する案内のための広告物で、その表示面積が10平方メートル以下のもの

(2) 市長が沿道景観を害するおそれがないと認め、又は地域の振興等のためやむを得ないと認めて承認した広告物等

(適用除外)

第4条 次に掲げる広告物については、この要綱の規定は適用しない。

(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの

(2) 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの

(3) 祭典その他慣例上使用するもの

(協議及び承認)

第5条 第2条又は第3条に掲げる広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、工事着手30日前までに次に定める手続をしなければならない。

(1) 第2条第1項第2号から第4号、同条第2項ただし書又は第3条第1号に掲げる広告物等でその面積（改造しようとする場合は改造後の面積をいう。）の合計が5平方メートルを超える場合は、中野市屋外広告物等表示（設置・改造）協議書（様式第1号）により市長に協議しなければならない。

(2) 第3条第2号に掲げる広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、中野市屋外広告物等表示（設置・改造）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項第1号の規定による協議があったときは、その計画が次条の規定に適合するかどうかを審査し、その結果を協議した者に通知するものとする。

3 市長は、第1項第2号の規定による申請があったときは、その計画を審査し、広告物等の表示、設置又は改造の可否を決定し、申請した者に通知するものとする。

(表示等の基準)

第6条 広告物の表示、設置又は改造の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保安上使用するものを除き、地色に彩度15以上の色を使用しないこと。
- (2) 保安上使用するものを除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用しないこと。
- (3) 支柱は、こげ茶色系にすること。
- (4) 地上設置広告物の地上からの高さは、10メートル以下とすること。
- (5) 交差点付近の見通しが確保されるよう交通安全に配慮すること。
- (6) 汚染し、退色し、又は塗料等のはく離がしていないこと。
- (7) 破損し、又は老朽していないこと。
- (8) 建物及び周囲の景観に配慮すること。
- (9) 山並み及び田園風景等背景となる景観に配慮すること。
- (10) 維持管理者をあらかじめ定めていること。

2 自動販売機の設置又は改造の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動販売機の付近に空き缶等の収集箱が設備されていること。
- (2) 前項第5号から第10号の基準を満たしていること。

(市民参加)

第7条 市民は、自己の広告物等が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観形成に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の中野市沿道景観維持に関する指導要綱（平成6年中野市告示第24号）又は豊田村沿道景観維持に関する指導要綱（平成6年豊田村告示第23号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日告示第163号）

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第38号）

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第45号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

規制道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道 関越自動車道上越線 (本線への乗り入れ乗り 降り道路含む。)	小布施町と中野市との境界から中野市と飯綱町との境界まで	両側各500メートル以内
都市計画道路草間七瀬線	起点から中野トンネル東口まで	両側各100メートル以内
	中野トンネル東口から終点まで	両側各50メートル以内
都市計画道路吉田栗和田線	都市計画道路草間七瀬線の終点から七瀬交差点まで	両側各50メートル以内
	七瀬交差点から都市計画道路栗和田線との交差点まで	両側各25メートル以内
都市計画道路栗和田線	起点から終点まで	両側各50メートル以内
北陸新幹線	長野市と中野市との境界から中野市と飯山市との境界まで	両側各500メートル以内

別表第2（第2条、第3条関係）

規制道路等		範囲
種類及び名称	区間	
一般国道292号	七瀬交差点から市道七瀬大俣線との交差点まで	両側各25メートル以内
	市道七瀬大俣線との交差点から中野市と飯山市との境界まで	両側各100メートル以内
一般国道117号	豊田大橋から一般県道南永江替佐停車場線との交差点まで	両側各50メートル以内
一般県道 牟礼永江線	一般県道南永江替佐停車場線交差点から市道野田線交差点まで	両側各50メートル以内

一般県道 南永江替佐停車場線	もみじ橋から国道117号交差点まで	両側各50メートル以内
市道斑山線	起点から終点までの全線	両側各50メートル以内
市道上今井替佐停車場線	美女坂踏切から替佐駅まで	両側各50メートル以内

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）